



発行 東京都

目次

60

告示

- 都税に係る徴収金の収納委託(二件)……………一  
……………(主税局徴収部徴収指導課)……………一
- 納税証明書の交付申請に係る手数料の徴収委託……………二  
……………(同)……………二
- 東京都立墨東病院の病児・病後児保育室の利用料の収納委託……………三  
……………(病院経営本部経営企画部総務課)……………三
- 東京都立病院の使用料等の収納委託(六件)……………三  
……………(病院経営本部サービス推進部事業支援課)……………三
- 東京都立多摩図書館施設及び附帯設備使用料の徴収委託……………四

告示

●東京都告示第五百八十五号

東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)に基づく都税に係る徴収金の収納の事務について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条の二第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 日建総業株式会社

(二) 所在地 豊島区西池袋三丁目三十三番十九号

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 委託の内容

取納の事務を  
行う事務所

取り扱う事務

- 東京都八王子都税事務所 都税に係る徴収金の取納事務
- 東京都青梅都税支所
- 東京都町田都税支所
- 東京都立川都税事務所
- 東京都府中都税支所
- 東京都小平都税支所
- 東京都税総合事務センター 都税に係る徴収金のうち自動車税及び自動車取得税に係るものの取納事務
- 品川自動車税事務所
- 練馬自動車税事務所
- 足立自動車税事務所
- 多摩自動車税事務所
- 八王子自動車税事務所

●東京都告示第五百八十六号

東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)に基づく個人の事業税、不動産取得税、自動車税(普通徴収のものに限る。)、固定資産税等に係る徴収金の収納の事務について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条の二第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小池 百合子

委託した相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

江東区豊洲三丁目三番三号

国分クローサーズ

チェーン株式会社  
中央区日本橋一丁目一番一号

株式会社しんきん情報サービス  
港区港南一丁目八番二十七号

株式会社セブンイレブン・ジャパン  
千代田区二番町八番地八

山崎製パン株式会社  
千代田区岩本町三丁目十番一号

株式会社ファミリーマート  
港区芝浦三丁目一番二十一号

株式会社ポプラ  
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一

ミニストップ株式会社

委託内容

都税収納事務のとりまとめ

直営店舗及び加盟店舗における都税の収納

直営店舗及び加盟店舗における都税の収納

MMK設置店の表示のある加盟店舗における都税の収納

直営店舗及び加盟店舗における都税の収納

直営店舗及び加盟店舗における都税の収納

直営店舗及び加盟店舗における都税の収納

直営店舗及び加盟店舗における都税の収納

直営店舗及び加盟店舗における都税の収納

直営店舗及び加盟店舗における都税の収納

直営店舗及び加盟店舗における都税の収納

直営店舗及び加盟店舗における都税の収納

直営店舗及び加盟店舗における都税の収納

直営店舗及び加盟店舗における都税の収納

直営店舗及び加盟店舗における都税の収納

委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地の一  
株式会社ローソン 同右  
品川区大崎一丁目十一番二号 同右

●東京都告示第五百八十七号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十条の十に規定する証明書の交付の申請の際に申請者から徴収する手数料については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 日建総業株式会社

(二) 所在地 豊島区西池袋三丁目三十三番十九号

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 委託の内容

徴収の事務を  
行う事務所 取り扱う事務

東京都都税総合事務センター 都税に係る徴収金のうち  
品川自動車税事務所 ち自動車税及び自動車  
練馬自動車税事務所 取得税に関する納税証  
足立自動車税事務所 明書の交付の申請に係  
多摩自動車税事務所 る手数料の徴収事務  
八王子自動車税事務所

●東京都告示第五百八十八号

東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号)第三条第六項に規定する東京都立墨東病院の病児保育事業を利用する者から徴収する当該事業に係る費用の収納の事務については、次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三十三号)第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 委託期間 委託時間 委託場所

ライクアカデミー株式会社 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで  
品川区西五反田一丁目一番八号 月曜日から金曜日  
まで(国民の祝日  
に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月三十一日及び同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。)  
午前八時三十分から午後六時まで 東京都立墨東病院保育棟二階

●東京都告示第五百八十九号

東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号)第一条第二項に規定する東京都立広尾病院を利用する者から徴収する使用料等の収納の事務については、次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三十三号)第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 委託期間 委託時間 委託場所

株式会社ニチイ学館 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで  
千代田区神田駿河台二丁目九番地 一 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日  
午前八時三十分から翌日午前八時三十分まで  
二 一以外の日  
午後五時(土曜日)にあつては、午後零時三十分)から翌日午前八時三十分まで

太平ビルサービス株式会社 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで  
新宿区西新宿六丁目二十二番一号 月曜日から土曜日  
まで(国民の祝日  
に関する法律に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。)  
午前八時三十分から午後五時(土曜日)にあつては、午後零時三十分)まで 東京都立広尾病院

●東京都告示第五百九十号

東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号)



九番地

二年三月 百七十八号)に規  
定する休日、十二  
月二十九日から同  
月三十一日まで、  
一月二日及び同月  
三日を除く。)

午前八時三十分か  
ら午後五時(土曜  
日にあつては、午  
後零時四十五分)  
まで

●東京都告示第五百九十三号

東京都立病院条例の一部を改正する条例(平成十七年東  
京都条例第百五十七号)による改正前の東京都立病院条例  
(昭和三十六年東京都条例第十三号)第一条第二項に規定  
する東京都立荏原病院を利用した者から徴収する使用料等  
の収納の事務については、次のとおり委託したので、地方  
公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三十三号)第二十  
六条の四第一項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した  
相手方

委託期間

委託時間

委託場所

株式会社アヴ  
アンティスタ  
ツフ  
中央区日本橋  
兜町六番七号  
平成三十  
一年四月  
一日から  
平成三十  
二年三月  
三十一日  
まで(国民の祝日  
に関する法律(昭  
和二十三年法律第  
百七十八号)に規  
定する休日、十二  
月二十九日から同  
月三十一日まで、  
一月二日及び同月  
三日を除く。)

公益財団法  
人東京都保  
健医療公社  
荏原病院

午前八時四十五分  
から午後五時(土  
曜日にあつては、  
午後零時三十分)  
まで

●東京都告示第五百九十四号

東京都立病院条例の一部を改正する条例(平成二十年東  
京都条例第百二十号)による改正前の東京都立病院条例  
(昭和三十六年東京都条例第十三号)第一条第二項に規定  
する東京都立豊島病院を利用した者から徴収する使用料等  
の収納の事務については、次のとおり委託したので、地方  
公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三十三号)第二十  
六条の四第一項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した  
相手方

委託期間

委託時間

委託場所

株式会社エヌ  
デーデー  
中野区本町二  
丁目四十六番  
二号  
平成三十  
一年四月  
一日から  
平成三十  
二年三月  
三十一日  
まで(国民の祝日  
に関する法律(昭  
和二十三年法律第  
百七十八号)に規  
定する休日、十二  
月二十九日から同  
月三十一日まで、  
一月二日及び同月  
三日を除く。)

公益財団法  
人東京都保  
健医療公社  
豊島病院

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第十二号

東京都立図書館条例(昭和三十九年東京都条例第百十二  
号)第八条に規定する使用料の徴収の事務については、地  
方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八  
条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示す  
る。

平成三十一年四月一日

東京都教育委員会

一 委託した相手方

(一) 名称 オーディーエー株式会社

(二) 所在地 大田区矢口二丁目十二番一号

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日  
まで

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二二)一〇一一(代)

郵便番号  
163-8001

本号  
一箇月 六、六〇〇円

三〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

